

指定特定相談支援とは

- 障がい者の生活に関してのお困り事などの相談を受け付けます。
- 新規で福祉サービスを利用されたい方や、続けて福祉サービスを利用している方々の「サービス等利用計画書」を作成します。
- 相談には「相談支援専門員」が対応します。
- 秘密は厳守します。

ご利用対象者

- 活動エリア（盛岡市・滝沢市・矢巾町）にお住いの、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方が対象で、そのご家族や関係者の方もご利用できます。

ご利用方法

- 当事業所にご来所していただくか、電話またはFAXによるご相談に応じます。
※担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。
- 訪問による相談も可能です。
- ご相談は原則無料です。
※活動エリア以外の地域への訪問については、交通費などの実費が必要となる場合があります。

ご利用時間

- 平日：午前9時～午後5時
※土日・祝日・お盆・年末年始は休みです。

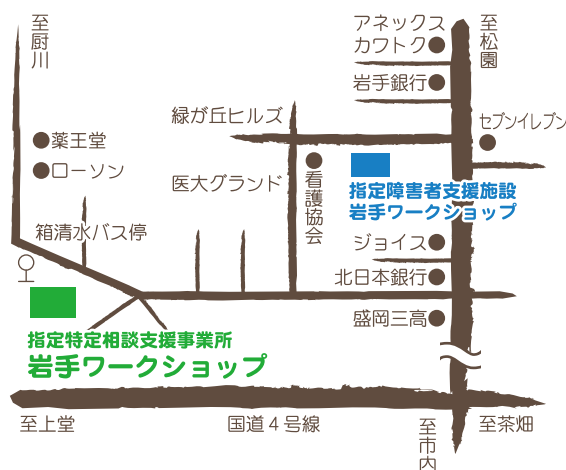
家の中にばかりいて…
何か出来る事ないかなあ…

働いてみたいけど、
どうしたらいいんだろう？

同じような障がいを持つ人は、
どうしているんだろう…？

障がい者サービスって？
利用方法は？？

福祉サービスの利用を
希望される方々のお手伝いをいたします
スタッフ：相談支援専門員
(社会福祉士・精神保健福祉士)



指定特定相談支援事業所

岩手ワークショップ

〒020-0116 盛岡市箱清水二丁目4-28

身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者

の皆さんへ

困ったり 悩んだり していませんか？

仕事
のこと

生活
のこと

暮らし
のこと

サービス等
利用計画書
の作成

福祉サービス
の組合せや
利用について

お気軽に ご相談ください！

秘密厳守 ご相談は無料です

まずは気軽にお電話ください

☎ 019-613-8744

FAX 019-613-8754

指定特定相談支援事業所 岩手ワークショップ

障害福祉サービスのご利用をお考えの皆さんへ

●サービス利用申請から開始までの流れ（新規利用の場合）

悩みごと・困りごと

ご希望をお聞かせください。



ご本人と一緒に支援します。

お気軽にご相談ください

岩手ワークショップ
電話案内受付窓口

019-613-8744^{しょう}

※秘密は厳守いたします。

1. 申請 市町村窓口へ

必要書類を準備します